

令和 5 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 3 月 2 6 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 2 1〕

① 件 名		
産後ケア事業における利用期間の延長について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
【背景】 令和 3 年度から実施している「産後ケア事業」における利用期間については、これまで国の「産後ケア事業ガイドライン」に基づく対象時期の目安等から「4 か月未満の乳児を養育する産婦」としていたものの、事業の浸透に伴う利用者の増加等により、利用者及び事業を受託する事業者から、利用期間の延長に対する声が高まっている。		
【目的】 利用期間の延長により、利用者の利便性向上を図るもの。		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
【根拠法令】 母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）		
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 1 妊娠から出産・子育て期における切れ目のない支援を行う		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和 3 年 4 月 石巻市産後ケア事業開始 令和 6 年 1 月 令和 6 年度当初予算裁定 3 月 産後ケア事業受託事業者との協議		
⑤ 主な内容		
産後ケア事業		
種 別	令和 6 年度～	～令和 5 年度
対 象 者	市内に住所を有する <u>生後 5 か月未満</u> の乳児を養育する産婦で、産後ケアを必要とするもの。	市内に住所を有する <u>生後 4 か月未満</u> の乳児を養育する産婦で、産後ケアを必要とするもの。
事業類型	変更なし	通所型
事業内容	変更なし	①母親の身体的ケア及び保健指導 ②母親の心理的ケア ③適切な授乳を実施するためのケア（乳房マッサージを含む。） ④育児の手技についての具体的な指導及び相談
利用回数	変更なし	産婦 1 人につき 1 回まで
自己負担	変更なし	1, 0 0 0 円
事業形態	変更なし	市が適切な事業運営を確保することができる と認める団体（非営利活動法人、社会福祉法人、医療機関等）に業務委託。

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 安心して子育てができる環境の拡充と、産後うつ予防や子どもの虐待防止等を図ることができる。</p> <p>【市財政への負担】（令和6年度当初予算額） 4,448千円（内訳：需用費24千円、役務費24千円、委託料4,400千円）</p> <p>（財源）母子保健衛生費国庫補助金（1/2）2,223千円、一般財源2,225千円</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>出産後1年以内において、母子の状況、地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、各自自治体で期間を設定しており、東松島市及び女川町では期間を生後5か月未満と設定している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和6年4月 石巻市産後ケア事業実施要綱の一部改正 （施行予定年月日：令和6年4月1日） 市報、市ホームページ等で周知</p>
<p>⑨ その他</p>